

介護給付費通知書の見方

同封されております「介護給付費通知書」は、平成26年9月に介護保険サービスをご利用された方全員へ、「サービスの種類」「サービスに要した費用」「ご負担された額」などをお知らせするものです。

ご利用されたサービス費用についてご確認いただき、介護保険に対するご理解を深めていただくため、年1回のみお送りしております。

「介護給付費通知」により新たな手続きやお金の支払い等を行う必要はありません。

＜介護給付費通知書の表の見方＞

「サービス月」は、あなたがサービスを利用した月です。
西東京市では、毎年9月分のサービス利用状況のみを記載しております。

「サービス種類/サービス名称」は、あなたが利用した介護サービスの種類です。
ケアマネジャーに対する報酬である居宅介護(介護予防)支援について、その費用は支給限度額に含まれず、利用者負担額も0円ですが、サービス利用者に関係することですので記載しております。

サービス月	サービス事業者名	サービス種類/サービス名称	利用者負担額 合計額 (円)	サービス費用 合計額 (円)
平成26年9月	〇〇地域包括支援センター	介護予防支援	0	4,552
	医療法人社団 〇〇クリ	介護予防訪問介護	349	13,481
			9	18,033

「サービス事業者名」は、あなたにサービスを提供した者の名称です。

「利用者負担額」は、あなたがサービス事業者に対して支払った金額です。
「サービス費用」は、各サービスの利用にかかった費用であり、その9割分は保険給付となり公費負担され、残りの1割分である「利用者負担額」はサービスを利用者が自己負担します。
介護給付費通知書では、介護保険給付が対象となるもののみを記載し、対象外のものは記載されておられません。よって、お客様がお持ちの領収書に記載されている金額とは一致しない場合がございます。

○身体の状態に合った介護サービスを利用しましょう

使わなくなったベッドや車椅子を借りていませんか？

サービスの回数が多すぎる、あるいは少なすぎると感じたことはないですか？

利用する曜日や時間帯は生活リズムに合っていますか？

高齢者の身体状況は変化しやすく、必要な介護サービスも常に一定とは限りません。利用しているサービスを定期的に見直し、担当ケアマネジャー等と相談し、ご自身にあったサービスを利用しましょう。

◎問合せ先

〒202-8555

西東京市中町1-5-1 (西東京市役所保谷庁舎)
西東京市福祉部高齢者支援課介護指導給付係
TEL : 042-438-4030 (直通)